

Q44 知的障害者の場合、裁判を受ける権利を保障するための制度はあるのでしょうか。

聴覚障害の場合に手話通訳が一応、認められています（刑事訴訟法175条、民事訴訟法134条 - これについても様々な問題があり、十分な保障がされているとは言えません。松本昌行他「聴覚障害者と刑事手続」（ぎょうせい）には、手話が理解できない聴覚障害者の問題や理解できる場合でも正確に通訳することの困難さ、法廷の手続き全体が手話通訳されていない問題などがあると指摘されています。）が、知的障害者の障害を補うような制度は存在しません。知的障害者の裁判を受ける権利を実質的に保障するためにも、適切な援助等が制度として設けられる必要があります。例えば、アメリカでは、警察署や検察庁でも被害を受けた知的障害者専門の警察官、検察官が置かれるなど積極的に知的障害者の訴えを受け入れる体制を整えつつあることが報告されています（次ページ参照）。わが国でも、全日本手をつなぐ親の会の権利擁護委員会などが積極的に知的障害者の権利確立のために警察官等に理解を広める活動などを行っております。

これまで知的障害者の人権問題を取り組んで来た弁護士の中から、「知的障害者人権センター」の構想が出され、次のような活動内容が提起されています。

知的障害者の人権擁護に向け、法律と言論を武器とした社会的事件と社会的運動をになっていけること。

知的障害者に対する施設や企業・学校等における虐待事件に積極的に対応して、その被害救済と責任追及の権利擁護活動をすること。

知的障害者が犯罪の容疑を受け、警察に取調べられ、逮捕された時に、直ちに当事者のもとにかけつけるような「知的障害者専門・被疑者辩护人制度」と「コミュニケーション支援者制度」の実現をめざした活動をなすこと。

これ以外にも「障害と人権」弁護士実務研究会などを結成する動きがあります。

参考文献

* 松本昌行・石原茂樹・渡辺修編集「聴覚障害者と刑事手続」公正な手話通訳と刑事弁護のために（ぎょうせい）

* 2 副島洋明「知的障害者奪われた人権 - 虐待・差別の事件と弁護」（明石書店）